

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	農政課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する第 7 条第 1 項、第 8 条 美郷町仏沢交流施設管理規則第 2 条第 1 項・第 2 項
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町仏沢交流施設の設置及び管理に関する条例 (使用の許可)</p> <p>第 7 条 交流施設を使用しようとする者は、次の各号いずれかに該当する場合、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(1) 第 1 条に掲げる目的以外の行事、集会等を行う場合 (2) ふれあい施設を使用する場合 (3) 交流施設の一部又は全部を占有する場合 (4) 火気を使用する場合</p> <p>2 略 (使用の不許可)</p> <p>第 8 条 町長は、その使用が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、使用許可を与えないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 交流施設等に損害を与えるおそれがあるとき。 (3) その他、施設の管理上支障があるとき。</p> <p>○美郷町仏沢交流施設管理規則 (使用許可の手続き)</p> <p>第 2 条 条例第 7 条の規定により、交流施設使用の許可を受けようとするものは、当該使用日の 5 日前までに使用許可申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めた使用については、この期間によらないことができる。</p> <p>2 町の機関もしくは他の類似機関による使用については、使用許可申請の提出を</p>

	省略することができる。 3 略
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定 1 日
備 考	当該使用日の5日前までに申請（規則2条1項）
設 定 日	平成27年10月31日